

令和2年12月10日

総務教育常任委員会会議録

塩竈市議会事務局

塩竈市議会総務教育常任委員会会議録

令和2年12月10日（木曜日）午前10時00分開会

出席委員（6名）

志子田 吉 晃 委員 長

菅 原 善 幸 副委員 長

今 野 恭 一 委 員

曾 我 ミ ヨ 委 員

鎌 田 礼 二 委 員

土 見 大 介 委 員

出席議長団（1名）

伊 藤 博 章 議 長

欠席委員（なし）

説明のために出席した職員

市 長	佐 藤 光 樹	副 市 長	佐 藤 洋 生
市 民 総 務 部 長	小 山 浩 幸	建 設 部 長 兼 市 民 総 務 部 政 策 調 整 監	荒 井 敏 明
市 民 総 務 部 公 民 共 創 推 進 専 門 監 兼 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 専 門 監	草 野 弘 一	市 民 総 務 部 次 長 兼 財 政 課 長	相 澤 和 広
市 民 総 務 部 総 務 課 長	鈴 木 康 弘	市 民 総 務 部 政 策 課 長	末 永 量 太
市 民 総 務 部 税 務 課 長	木 皿 重 之	市 民 総 務 部 市 民 安 全 課 長	小 林 史 人
建 設 部 復 興 推 進 課 長	鈴 木 英 仁	市 民 総 務 部 総 務 課 長 補 佐 兼 総 務 係 長	伊 藤 勲
教 育 委 員 会 教 育 長	吉 木 修	教 育 委 員 会 教 育 部 長	阿 部 光 浩
教 育 委 員 会 教 育 部 次 長 兼 市 民 交 流 セ ン タ ー 館 長	本 田 幹 枝	教 育 委 員 会 教 育 部 教 育 総 務 課 長	佐 藤 聡 志

教育委員会教育部
学校教育課長 白鳥 武

教育委員会教育部
生涯学習課長
兼生涯学習センター館長 布施 由貴子

事務局出席職員氏名

事務局 長 武田 光由 議事調査係 主査 平山 竜太
議事調査係 主査 工藤 貴裕

会議に付した事件

議案第71号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第74号 令和2年度塩竈市一般会計補正予算

議案第80号 工事請負契約の締結について

午前10時00分 開会

○志子田委員長 ただいまから総務教育常任委員会を開会いたします。

本日の委員会におきましては、新型コロナウイルスへの感染防止の観点から、発言の際にもマスクを外していただく必要はございませんので、ご案内申し上げます。

本日の審査の議題は、議案第71号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、議案第74号「令和2年度塩竈市一般会計補正予算」、議案第80号「工事請負契約の締結について」の3件であります。

これより議事に入ります。

議案第71号、第74号、第80号を議題といたします。

それでは、当局の説明を求めます。佐藤市長。

○佐藤市長 おはようございます。

総務教育常任委員会のご審査を賜るに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日の委員会で審査をお願いいたします案件は、「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」外、計3か件でございます。

各号議案につきましては、この後、それぞれ担当課長からご説明させますので、よろしくお聞き取りの上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

○志子田委員長 鈴木総務課長。

○鈴木市民総務部総務課長 それでは、総務課から、議案第71号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、資料番号1の令和2年第4回塩竈市議会定例会議案をご用意いたします。資料番号1でございます。

1ページをお開き願います。

本条例の一部改正につきましては、下水道使用料の未賦課問題に対する市の一定の道義的責任を踏まえ、市長においては20万円を負担することとしたことに伴い、令和2年12月分の給料を特例的に20%減額することによって対応するために、所要の改正を行おうとするものでございます。

なお、資料No.5の第4回市議会定例会議案資料の1ページには、改正条例の新旧対照表をお示ししてございますので、ご参照をお願いいたします。

議案第71号の説明については、以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○志子田委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部次長兼財政課長 続きまして、財政課より、議案第74号「令和2年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、議会事務局及び財政課所管の内容につきまして、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、資料番号3、令和2年度塩竈市一般会計・特別会計補正予算説明書の7ページないし8ページをお開き願います。

今回補正をお願いいたします歳出予算でございますが、初めに第1款議会費第1項議会費第1目議会費事業内訳欄にありますとおり、事務局費及び共通事務費並びに議員関係費について、それぞれ21万9,000円、17万円の減額をお願いするものでございます。内容であります、感染症拡大の影響によりまして、会議が書面開催、あるいは、会議が開催中止となりました会議に係ります旅費及び負担金の減額でございます。

内訳であります、第8節の旅費としまして35万9,000円、第18節の負担金補助及び交付金として3万円、合計38万9,000円の減額補正をお願いするものであります。

9ページないし10ページをお開き願います。

次に、第2款総務費第1項総務管理費第3目財政管理952万8,000円を計上してございます。内容でございますが、ふるさと納税ポータルサイトの使用に係ります使用料でございます。令和2年度当初で予定しておりました寄附金額1億円を上回る約2億円の納税見込みとなりましたことから、寄附金額に応じて生じますポータルサイトの掲載料の増額をお願いするものでございます。

内訳であります、第13節使用料及び賃借料としまして952万8,000円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、歳入予算について、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、5ページないし6ページにお戻りいただきたいと思っております。

ページ中ほどでございますが、第20款繰越金第1項繰越金第1目繰越金第1節前年度繰越金といたしまして、前年度決算におけます翌年度への繰越金といたしまして3億8,599万9,000円を計上してございます。このことによりまして、恐れ入りますが1ページお戻りいただきまして、3ページないし4ページの最下段に記載してございますが、第19款繰入金第1項差

金繰入金第1目財政調整基金繰入金第1節財政調整基金繰入金につきまして、減額補正とい
たしまして1億9,036万6,000円を計上してございます。

議案第74号のうち、議会事務局並びに財政課所管の内容のご説明については、以上でござい
ます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○志子田委員長 鈴木総務課長。

○鈴木市民総務部総務課長 それでは、議案第74号におけます総務課所管の補正予算の内容をご
説明申し上げます。

説明の項目は2件となっております。

初めに、東日本大震災追悼式開催日について、ご説明をさせていただきます。

説明の順番といたしましては、まず初めに資料番号5の第4回市議会定例会議案資料におき
まして、事業内容をご説明申し上げ、その後に予算説明書の該当箇所を説明させていただき
たいと思います。

それでは、恐れ入りますが、資料No.5の、議案資料の17ページを御覧いただきたいと思いま
す。

まず、1の概要でございますが、本件は、東日本大震災で犠牲となられた市民の方々を追悼
するために追悼式を開催しようとするものでございます。

2の開催の概要についてでございますが、(1)の開催日時につきましては、令和3年3月
11日木曜日の午後2時30分開式とし、(2)の場所につきましては、塩釜ガス体育館の第1
競技場、(3)の形式等につきましては、無宗教献花式で執り行う予定としております。

なお、下の米印にありますとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を徹底した上
で実施してまいりたいと考えてございますが、発生状況によっては内容、規模などの簡素化
も想定しているところでございます。

(4)の出席者についてでございますが、3密防止の観点から、出席者数を競技場の入場上
限の半分である400名としてございます。

(5)のその他についてでございますが、今年度におきましても千賀の浦緑地内のモニュメ
ント前に献花台を設置し、一般献花を受付いたしますとともに、一般参列者の方にはモニュ
メント前での献花をご案内する予定としてございます。

3の事業費及び財源内訳でございますが、事業費につきましては494万1,000円、その財源と
いたしましては、ふるさとしおがま復興基金繰入金により全額を措置しようとするものでご

ございます。

4の今後の予定でございますが、本補正予算をお認めいただきました後、1月には来賓、出席者等を固めまして、2月には出席案内を送付、併せて広報、ホームページ等にて周知を行いながら、3月11日の開催に向けました準備を進めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、本事業に係ります補正予算の内容について、ご説明させていただきます。

説明の都合上、初めに歳出予算を説明させていただきます。

恐れ入りますが、資料No.3、令和2年度一般会計特別会計補正予算説明書の9ページないし10ページをお開き願います。

まず、第2款総務費第1項総務管理費第1目一般管理費におきまして、東日本大震災追悼式開催費として、第7節報償費で式典の手話通訳、追悼式演奏者等への謝金といたしまして52万6,000円、第10節需用費で、消耗品等の開催経費といたしまして20万9,000円、第12節委託料で、祭壇設置等に係る委託料としまして402万6,000円、第13節使用料及び賃借料で、塩釜ガス体育館の会場使用料といたしまして18万円、合わせまして494万1,000円を計上しております。

次に、これらの事業費に対します歳入予算についてをご説明申し上げます。

恐れ入りますが、同じ資料No.3の5ページないし6ページへお戻りを願います。

歳入におきましては、第19款繰入金第1項基金繰入金第7目ふるさとしおがま復興基金繰入金第1節におきまして、先ほどご説明を申し上げました開催経費の、歳出予算同額の494万1,000円を計上させていただくというところでございます。

続きまして、特別定額給付金給付事業についてのご説明をさせていただきます。

こちら、説明の都合上、初めに歳出予算を説明させていただきます。

恐れ入りますが、同じ資料の11ページないし12ページをお開き願います。

まず、第2款総務費第1項総務管理費第24目特別定額給付金費におきまして、事業終了に伴う決算整理のための補正を行おうとするものでございます。

初めに、事務費に係る補正予算を説明させていただきます。事業費に係る補正予算といたしましては、第1節報酬で163万6,000円の減額、第3節職員手当等で311万8,000円の増額、第4節共済費で5万5,000円の減額、第10節需用費で226万8,000円の増額、第11節役務費で654万9,000円の増額、第12節委託料で2,510万4,000円の減額、第13節使用料及び賃借料で55万7,000円の増額計上となっており、事務費合計では1,430万3,000円の減額補正となっております。

ます。こちらが事務費でございます。

次に、給付金給付対象者に対します給付金に係る補正といたしましては、第18節負担金補助及び交付金で530万円の減額計上となっており、これらを合わせました事業費全体では1,960万3,000円の減額補正となっております。

次に、これらの事業費に対します歳入予算について、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、同じ資料No.3の3ページないし4ページへお戻り願います。

第15款国庫支出金第2項国庫補助金第1目総務管理費国庫補助金第1節総務管理費国庫補助金の説明の欄を御覧いただきたいと思います。

先ほどご説明を申し上げました、給付金に係ります530万円の減額補正に対する特別定額給付金給付事業費補助金、こちらが同額の530万円の減額補正となっております。また、その下の特別定額給付金事務費補助金、こちらにつきましては、歳出の事務費におけます減額補正と同額の1,530万3,000円の減額補正とさせていただいているところでございます。

総務課に係る補正予算については、以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○志子田委員長 末永政策課長。

○末永市民総務部政策課長 それでは、議案第74号塩竈市一般会計補正予算につきまして、政策課所管分をご説明申し上げます。

説明項目は、新規事業及び増額補正予算として2件、減額補正予算として2件でございます。

恐れ入りますが、資料No.5の第4回市議会定例会議案資料18ページをお開きいただきたいと思います。

まず、ふるさと納税事業についての説明でございます。

1の概要であります、今回の補正理由につきましては、2段落目から御覧ください。本年度はというところからでございます。本年度につきましては、御礼品の拡充などにより、当初予定しておりました寄附金額を上回ることが見込まれますことから、増額分の補正予算を計上するものであります。また、令和2年度末で現在の業務委託契約が満了となりますことから、令和3年度からの契約に向けて、債務負担行為限度額を併せて設定するものでございます。

2のふるさと納税の実績及び令和2年度の見込みであります、平成30年度からの推移の表を掲載しております。御覧いただけますとおり、平成30年度から寄附件数、寄附金額ともに

増加傾向にございます。特に表の右から2列目、令和2年度の当初予算では、寄附件数が4,500件、寄附金額が1億円を見込んでおりましたが、現段階までの状況を見まして、見込みとして件数が9,200件、金額が2億220万円になるものではないかと見ております。

次に、3の令和3年度からの業務委託契約についてであります。新たな契約としまして、契約期間が令和3年度から5年度までの3年間、総計寄附金額が3年間で6億6,000万円を見込んでおります。また、業務内容としましては、御礼品の開発、調達、配送管理、寄附情報の管理、ふるさと納税ポータルサイトの運用等を予定しているものでございます。

次に、4の事業費及び財源内訳としましては、(1)の令和2年度増額補正分としまして、政策課所管のふるさと納税業務委託料及び財政課所管のふるさと納税ポータルサイト掲載手数料等を合わせまして5,581万6,000円、(2)の債務負担行為限度額設定としまして2億7,557万4,000円を計上しております。財源はともに一般財源となっております。

最後に、5の今後の予定ですが、予算をお認めいただけますれば、来年1月には令和3年度からの業務委託契約に向けた契約手続等を進めまして、4月から新たな業務委託を開始する予定でございます。

ふるさと納税事業につきましては、以上でございます。

次に、19ページをお開きいただきたいと思います。

塩釜地区広域行政連絡協議会におけるコロナ対策事業につきまして、説明申し上げます。

まず、1の概要ですが、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受ける住民、学生、生産者に対しまして、塩釜地区広域行政連絡協議会による広域の支援を展開しようとするものであります。

2の事業内容ですが、まず、(1)圏域雇用奨励金につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る高校生就活対策事業の一環としまして、二市三町に在住の高校生を採用した企業に対して雇用奨励金を交付し、高校生の就活支援を行うものでございます。①の対象は、二市三町に居住されます、今年度末卒業予定の高校生を雇用する、二市三町に本社を有する企業。②の支給額は、雇用する高校生1人につき10万円となります。なお、本市の対象者数見込みは27人を想定してございまして、記載はございませんが、二市三町全体では104人を見込んでおります。あくまで推計人数でございます。

また、(2)としまして、(仮称)ふるさとの魅力「てんこもり」事業でございます。こちらは二市三町の地元産品等を詰め合わせたふるさとの魅力てんこもりセットの商品価格の半

額で販売し、地元生産者の支援、地域住民の食卓応援、そして二市三町の魅力のPRを図るものでございます。販売数は1,000セット、販売価格は5,000円で、中身が1万円相当となります。商品構成につきましては、各市町2,000円相当の地元産品を詰め合わせることで、2,000円掛ける5市町の1万円という計算になります。

なお、具体的な商品につきましては、現在二市三町広域担当職員で構成する作業部会におきまして検討中でございます。

次に、3の事業費及び財源内訳であります。圏域雇用奨励金、(仮称)ふるさとの魅力「てんこもり」事業合わせて493万5,000円を計上しておりまして、全額新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当しております。

最後に、4の今後の予定ですが、予算をお認めいただけますれば、今月から二市三町で足並みをそろえて事業の周知、受付を開始いたします。また、1月から雇用奨励金の交付及びてんこもりセットの販売を順次進めてまいります。

塩釜地区広域行政連絡協議会におけるコロナ対策事業につきましては、以上でございます。

政策課におけます2件の事業概要の説明は以上のとおりでありまして、次に補正予算額について、説明させていただきます。

恐れ入りますが、資料No.3、補正予算説明書をご用意いただきたいと思います。

歳出から説明いたしますので、資料No.3の9ページ、10ページをお開きいただきたいと思います。

まず、第2款総務費第1項総務管理費第7目企画費ですが、10ページの一番右側、事業内訳欄を御覧いただきますと、ページの真ん中らへんにあります企画費5,122万3,000円とございまして、この内訳として、ただいま説明いたしましたふるさと納税事業の増額補正のうち政策課所管分4,628万8,000円、そして広域行政連絡協議会におけるコロナ対策事業493万5,000円、2事業合計で5,122万3,000円となっております。

各節につきましては、ふるさと納税事業につきましては、第12節の委託料として同額の4,628万8,000円であります。また、広域行政のコロナ対策事業につきましては、第18節負担金補助及び交付金のうち圏域雇用奨励金270万円、塩釜地区広域行政連絡協議会負担金、これは(仮称)ふるさとの魅力「てんこもり」事業の事業費になりますが、223万5,000円となっております。

また、歳入ですが、広域行政のコロナ対策事業につきましては、全額国費の地方創生臨時交

付金が充当されておりました、恐れ入りますが同じ資料の3ページ、4ページをお開きいただきたいと思っております。

ページ中段にございます第15款国庫支出金第2項国庫補助金第1目総務管理費国庫補助金として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、マイナス3,641万4,000円のうち、プラスの493万5,000円を計上しております。なお、ふるさと納税事業の財源につきましては、一般財源でございます。

また、ふるさと納税事業の債務負担行為についてでございますが、度々恐れ入りますが、資料No.2の塩竈市一般会計補正予算をご用意いただきたいと思っております。資料No.2の4ページをお開きいただきたいと思っております。

第2表債務負担行為補正の1、追加、1行目のふるさと納税促進事業費業務委託で、限度額が2億7,557万4,000円を計上しております。期間としましては令和2年度から5年度までとなっておりますが、これは先ほど事業説明で申しましたとおり、契約手続を令和2年度で進め、実際の委託期間が令和3年度から5年度までの3か年という意味でございます。

次に、政策課所管の減額補正予算について、説明いたします。

大変恐れ入りますが、先ほど御覧いただいた資料No.3にお戻りいただきまして、9ページ、10ページをお開きいただきたいと思っております。

まず、第2款総務費第1項総務管理費第1目一般管理費のうち、10ページの一番右側の欄、事業内訳の欄の一番上にございます秘書経費で、153万5,000円の減額補正でございます。これは新型コロナウイルス禍により開催が中止または縮小開催となりました各種総会等の出席に伴います旅費や交際費について、減額補正をするものでございまして、節で見ますと8節の旅費がマイナス123万6,000円、9節交際費がマイナス29万9,000円となっております。

次に、同じ第2款総務費第1項総務管理費第7目企画費のうち、同じく10ページの事業内訳欄にございますLet's タク配事業で、360万2,000円の減額補正をしております。こちらは、事業の根拠法令が変更となり、タクシー事業者の皆様から今後の事業継続が困難であるとの申し入れを受けたことにより事業終了となったものでございまして、節で見ますと、第10節需用費のうち、チラシ等の印刷製本費マイナス65万6,000円、第11節役務費で、広告料マイナス18万1,000円、第18節負担金補助及び交付金のうち、ページをおめくりいただきまして、12ページ一番上にございますLet's タク配事業補助金、これはタクシー事業者への補助金ですが、マイナス276万5,000円となっております。

また、歳入につきましては、Let's タク配事業につきましては全額国費の地方創生臨時交付金が充当されておりました、度々恐れ入りますが、同じ資料の3ページ、4ページをお開きいただきたいと思います。3ページ、4ページのページ中段でございます、先ほども見ていただきました第15款国庫支出金第2項国庫補助金第1目総務管理費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金マイナス3,641万4,000円のうち、マイナス360万2,000円を計上しております。

なお、秘書経費の財源につきましては、同じく全額一般財源となっております。

政策課からの説明は以上でございます。

○志子田委員長 小林市民安全課長。

○小林市民総務部市民安全課長 市民安全課から、議案第74号「令和2年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、市民活動推進費の補正予算について、ご説明いたします。

資料No.3をご用意ください。

ページについては、9ページ、10ページをお開きください。

まず、10ページの右枠に事業内訳がございます。この事業内訳、第2款総務費第1項総務管理費第7目企画費の欄に市民活動推進費として388万2,000円の減額を計上しております。市民活動推進費には、町内会連絡協議会活動推進助成事業と協働まちづくり提案事業の2つの事業が含まれております。2つの事業とも、コロナ禍の影響で計画事業が実施困難となり、それぞれの活動団体での助成金が減額となるものです。町内会連絡協議会活動推進助成事業で67万9,000円、協働まちづくり提案事業で320万3,000円、それぞれ減額補正となります。

歳出予算科目別の補正予算額としては、第2款総務費第1項総務管理費第7目企画費第7節報償費のうち、その他謝礼で10万円の減額補正、第10節需要費のうち食糧費で3,000円の減額補正、第18節負担金補助金及び交付金のうち、その他団体など事業補助金で377万9,000円の減額補正となります。

なお、歳入予算については、一般財源となっております。

以上、ご審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○志子田委員長 木皿税務課長。

○木皿市民総務部税務課長 それでは、税務課より、議案第74号「令和2年度塩竈市一般会計補正予算」に係る税務課が所管する内容でございます、法人市民税等の延滞金割合の引下げに

ついて、ご説明させていただきたいと思います。

それでは、資料番号5、第4回市議会定例会議案資料の20ページをお開きいただき、ご説明をさせていただきます。

まず、1の概要についてでございますが、令和2年度税制改正により、令和3年1月1日から法人市民税の納期限延長や、徴収の猶予等を行った場合の延滞金割合が引下げられます。そのため、税務課所管の滞納管理システムを一部改修する必要があることから、システム改修業務委託に係る経費について、補正予算を計上するものでございます。

2の延滞金計算利率等の変更内容についてでございます。

記載されてございます表を御覧いただきたいと思います。

令和2年1月1日から令和2年12月31日までですが、法人市民税の納期限の延長及び徴収猶予等に係る延滞金の割合については、特例基準割合を使用しており、現在1.6%の利率となっております。これが令和3年1月1日以降変更となり、法人市民税の納期限を延長した場合の延滞金の割合が、平均貸付割合にプラス0.5%、徴収猶予等の場合の延滞金の割合が猶予特例基準割合となり、どちらも令和2年と同じと仮定した場合は1.6%から1.1%に引き下がることとなります。

なお、特例基準割合、平均貸付割合、猶予特例基準割合の個々の内容につきましては、表の下に記載しておりますのでご参照願えればと思います。

次に、3の事業費及び財源内訳について、でございます。

お手数でございますが、資料のNo.3、令和2年度塩竈市一般会計特別会計補正予算説明書の11ページから12ページをお開きください。

そのページの中段より下を御覧ください。第2款総務費第2項徴税费第2目賦課徴收费第12節委託料に賦課徴収事業として滞納管理システム改修業務委託費を258万5,000円計上させていただきます。

最後、お手数でございますが、資料No.5、第4回市議会定例会議案資料の20ページの3を御覧ください。

3に記載されております事業費258万5,000円の財源内訳として、全て一般財源となっております。

最後に、4の今後の予定でございますが、補正予算をお認めいただければ、令和3年1月に滞納管理システム改修業務委託契約の手続きを行い、3月までに業務を完了させる予定でござ

います。

法人市民税等の延滞金割合の引下げについて、税務課からは以上となります。よろしくご審査のほど、お願いいたします。

○志子田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 続きまして、議案第74号「令和2年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、教育総務課に関わる補正予算3件について、ご説明いたします。

まずは、学校給食調理業務の一部委託の拡大についてでございます。

恐れ入りますが、資料No.5の第4回市議会定例会議案資料33ページをお開きください。

学校給食調理業務の一部委託の拡大について、1の内容でございますが、学校給食調理業務については、塩竈市行財政改革推進計画及び塩竈市アウトソーシング基本方針に基づき、行政運営の効率化を図るとともに、安全で良質な学校給食を安定的に提供するため、これまで段階的に一部委託を進めておりますが、今年度退職による調理員の配置状況を踏まえまして、令和3年度から第二小学校の学校給食調理業務の一部委託を実施しようとするものでございます。

2の対象校ですが、第二小学校で、食数856食でございます。

なお、下の米印にありますとおり、食数には、親子方式として給食を提供している玉川小学校、利府支援学校塩釜校の食数を含んでおります。給食日数は年間175日で、他の小学校と同様でございます。

次に、配置職員ですが、今年度の第二小学校の給食配置職員は、正職員2名、会計年度任用職員8名で、会計年度任用職員の配置が最も多い学校となっております。

3の業務委託の内容ですが、これまで第一中学校をはじめ各中学校で行ってきた内容と同様に調理業務を委託します。

なお、献立作成、栄養管理、食材発注は従来どおり教育委員会栄養士、栄養教諭が行います。業務委託する内容は①調理作業、②配膳作業、③洗浄清掃作業でございます。

4番、業務委託期間は令和3年度から令和5年度の3年間です。

5番、事業費及び財源内訳、これは債務負担行為限度額の設定でございます。事業費は3年間で6,605万4,000円、こちら一般財源でございます。

6番の今後の予定ですが、本補正予算をお認めいただきましたら、年明け1月に委託業者を決定し、保護者説明、委託業者への引継ぎ準備等を行い、4月からの委託開始を目指してま

います。

当該事業の債務負担行為の設定についてでございますが、恐れ入ります。資料No.2の令和2年度補正予算4ページをお開きください。

第2表、債務負担行為補正の1、追加としまして、表中最下段の学校給食調理業務委託、令和2年度設定で、期間令和2年度から令和5年度、限度額6,605万4,000円でございます。

学校給食調理業務一部委託の拡大については、以上でございます。

続きまして、中学校防災機能強化等環境改善事業についてでございます。

恐れ入りますが、資料No.5に戻っていただきまして、第4回市議会定例会議案資料の34ページをお開きください。

中学校防災機能強化等環境改善事業についてでございます。

1の概要でございますが、指定避難所であります第一中学校の避難所機能の強化、そちらこれまで二小をはじめ沿岸部の学校から順に進めてきておりますが、こちら及び新型コロナウイルス感染症対策の観点から、トイレの洋式化等による衛生環境改善、また、多目的トイレの設置によるインクルーシブ教育、こちら障がいのある方も共に学べる学校環境の整備、こちらを実施するため、第一中学校のトイレ改修に取り組むものでございます。

2番の改修工事の概要でございます。

(1)改修箇所でございます。まず、①東校舎ですが、4か所の各男女トイレでございます。ページ下の配置図で、青色で塗りつぶした場所でございます。こちらが東校舎のトイレで、4階建ての建物で4フロアございます。各階に1カ所、計4カ所あるトイレが対象でございます。

なお、1階のトイレが、災害時に避難者用として利用しております。

次に、②の中央校舎ですが、3か所の各男女トイレでございます。ページ下の配置図で、赤色で塗りつぶした場所でございます。こちらが中央校舎トイレで、3階建ての建物となります。3フロアございまして、各階に1カ所、計3か所のトイレが対象でございます。

3番事業費及び財源内訳でございます。事業費が1億1,025万6,000円、財源内訳は国支出金として学校施設環境改善交付金3,426万7,000円、地方債が防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債等で7,380万円、一般財源218万9,000円でございます。

4番、これまでの経過と今後の予定でございますが、9月に当該改修に関わる学校施設環境改善交付金の内定通知、11月に交付決定通知がございました。本補正予算をお認めいただき

ましたら、11月に実施設計、来年5月に改修工事に着手したいと考えております。

5番の現況写真、現在の男子トイレ、女子トイレの状況でございます。

続いて、歳入歳出について、ご説明いたします。

資料No.3の令和2年度補正予算説明書、23、24ページをお開きください。

説明の都合上、歳出からご説明いたします。

第10款教育費第3項中学校費第1目学校管理費、補正額1億1,025万6,000円をお願いするものでございます。内容としましては、右ページ、第12節委託料として1,327万6,000円、実施設計委託料でございます。第14節工事請負費9,698万円、トイレに係る学校補修等の工事分となっております。

続きまして、歳入ですが、同じ資料、お戻りいただきまして、3ページ、4ページをお開きください。同じ資料の3ページ、4ページでございます。

2つ目の表でございます。第15款国庫支出金第2項国庫補助金第7目教育費国庫補助金として、補正額3,426万7,000円、これは第2節中学校費補助金として3,426万7,000円、国の学校施設環境改善交付金でございます。

次のページになります。5ページ、6ページをお開きください。

一番下の表でございます。第22款市債第1項市債第6目教育費として補正額7,380万円、これは隣のページ、第2節中学校債として7,380万円となっております。

なお、これに係る地方債の変更でございますが、恐れ入りますが資料No.2、補正予算の4ページをお開きください。

ページ中段、第3表地方債補正の1、変更です。表最下段、中学校施設整備事業で、補正前限度額910万円に、このたびの起債7,380万円を補正し、補正後限度額8,290万円となっております。

中学校防災機能強化等環境改善事業については、以上でございます。

3件目でございます。

続きまして、小中学校新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業についてでございます。

こちら、資料No.5にお戻りいただきまして、資料No.5の第4回市議会定例会議案資料、35ページをお開きください。

小中学校新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業について、消毒作業等の委託事業、いわゆる、しおがまウイルスバスター隊の委託事業の再延長でございます。

1の概要でございますが、新型コロナウイルス感染症対策として、令和2年12月23日まで、市内小中学校における集団感染予防及び衛生環境の向上を図るため、当該委託事業により教室等の消毒、清掃作業を行うこととしておりましたが、近隣市町、あと本市、県内、全国の感染状況を踏まえまして、委託期間の再延長を行うものでございます。

2の事業の内容でございます。業務の内容は学校の消毒、清掃業務、対象校は市内小中学校10校、浦戸小中学校を除いております。作業時間は週5日、放課後の15時半から16時45分までとしております。なお、これは現在の事業と変更はございません。

3、実施期間でございます。12月までは既に契約しておりますので、延長分、令和3年1月6日の始業式から令和3年3月24日の終業式までの期間としております。

4、事業費及び財源内訳ですが、事業費532万9,000円、財源は国支出金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てたいと考えております。

このスケジュールですが、当該事業、令和2年5月25日から開始し、7月1日に期間延長、12月23日までとしておりました。本補正予算をお認めいただきましたら、年明け1月6日から3月24日まで期間を再延長して実施してまいりたいと考えております。

当該事業の歳入、歳出についてでございます。

恐れ入りますが、資料3、令和年度補正予算説明書23、24ページをお開きください。

説明の都合上、歳出からご説明いたします。

第10款教育費第5項保健体育費第1目保健体育総務費、補正額438万1,000円、こちらを右のページ、事業内訳にございます、このうち小中学校新型コロナウイルス感染症対策事業532万9,000円の増額分でございます。内容としては、第12節委託料としまして、512万9,000円のうち、清掃業務委託料532万9,000円分でございます。

続きまして、歳入ですが、同じ資料お戻りいただきまして、3ページ、4ページをお開きください。

表2番目でございます。第15款国庫支出金第2項国庫補助金第1目総務管理費国庫補助金の第1節総務管理費国庫補助金のうち、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、減額となっておりますが、このうちの532万9,000円の増額分を計上しております。

教育総務課からは以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○志子田委員長 布施生涯学習課長。

○布施教育委員会教育部生涯学習課長兼生涯学習センター館長 続きまして、生涯学習課が所管

する、議案第74号一般会計補正予算について、ご説明いたします。

資料番号3の一般会計補正予算説明書をご用意ください。

歳出からご説明いたしますので、資料番号3の23、24ページをお開きください。

第10款教育費第5項保健体育費第1目保健体育総務費の右側の事業内訳欄にございます、東京2020オリンピック聖火リレー関連事業を94万8,000円減額するものでございます。これは、東京2020オリンピックの聖火リレーが来年度に延期になったことに伴い、今年度予算の不用額を減額補正しようとするものでございます。

減額の内訳でございますが、第7節報償費が5万円、第8節旅費が1万7,000円、第10節需用費が44万1,000円、第11節役務費が4万円、第12節委託料及び第13節使用料及び賃借料がそれぞれ20万円となっております。

また、歳入予算につきましては、全て一般財源となっております。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○志子田委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部次長兼財政課長 続きます、財政課から、議案第80号につきましてご説明申し上げます。

資料番号1の定例会議案及び資料番号5の議案資料をご用意いただければと思います。

初めに、資料番号1の5ページをお開き願います。

1の工事名につきましては、「2-復・交 桂島防災集団移転促進事業基盤整備工事」でございます。

この工事は、国の復興交付金効果促進事業を活用しまして、桂島地区災害起点区域におけます敷地造成等の基盤整備を行うものでございます。

3の契約の方法などでございますが、一般競争入札で行いまして、去る10月27日に入札の公告を行い、1者から参加があり、11月13日に入札を執行した結果、東北重機工事株式会社が3億5,200万円で落札し、11月18日に仮契約を締結したものでございます。入札回数は1回で、落札率は97.79%でございます。

工事の概要をご説明申し上げますので、資料番号5の36ページをお開きいただきたいと思っております。

図面中央のオレンジ色でお示ししている箇所が工事施工箇所でございます。施工面積につきましては1.9ヘクタールでございまして、左の工事概要にありますとおり、敷地造成工としま

して、全体に平均高2メートルの盛土工を行いまして、そのほか雨水排水設備工としまして、施工箇所南側に延長265メートルの側溝を整備するものであります。

また、園路広場整備工としまして、これまで土砂運搬等で使用するため、現在仮舗装としております漁港から施工場所に至る中央集落道について、本舗装を行い、構造物撤去工としましては、盛土工を進めるに当たりまして支障となります既設の側溝の撤去等一式でございます。ページ裏に断面図をお示ししてございます。左手が山手、右側が海水浴場側でございます。赤い線のところまで平均高2メートルということで盛土を行う工事でございます。

工法につきましては、0.5%から0.7%と、平らな状態に仕上げる予定でございます。

37ページには工事契約台帳を記載してございますので、併せてご参照いただければと思います。

議案第80号のご説明につきましては以上でございます。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○志子田委員長 暫時休憩いたします。再開は10時55分といたします。

午前10時50分 休憩

午前10時55分 再開

○志子田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

委員各位の発言をお願いいたします。菅原委員。

○菅原委員 それでは、今ずっと説明いただきましてありがとうございます。

私から何点か質疑させていただきますので、よろしくお願いいたします。

質疑内容については、資料No.の5を中心にちょっと触れていただきますので、よろしくお願いいたします。

1ページの特別職の職員の給与に関する条例の一部改正、新旧対照表についてでございますけれども、今回出されました特別職の給与に関する条例改正ですが、先日行われました全員協議会等で、11月11日に行われたと思うんですけれども、その公共下水道使用料の賦課に対する問題で、先日調査結果の報告で理解するものでありますが、11月24日に管理職2名、一般職1名の懲戒処分を行ったと思います。今回12月定例会に特別職の、市長の給与を100分の20、20万円の減額条例改正にされたと思いますが、もともこの本題は、公共下水道使用料

の未賦課については、市長になる前に行った問題にかかわらず、給与減額、一部の条例改正が提案されたと思います。その思いについて、改めてお聞かせ願いたいと思うんですけども、市長いかがでしょうか。

○志子田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 ただいま、思いということでご質疑を受けました。

全員協議会でもお話をさせていただいたところがございますが、まず一つ言えることは、2年前この問題が発覚をしておりました。私が就任したのは約1年ちょっと前でございます。2年前にこの問題について、どのように対処したらどういう対応になっていたのかということについては、過去の話になりますので、今さら言えることではないと。その一方で、職員の確実なる不手際で百十数万円徴収できなかった。これについては、もう疑う余地なく反省をしなければいけないという部分、あとは、時効分も含めて、本来であれば取れるべき収入が取れなかった。この辺のところを大変重く受け止めておりますのと同時に、私が就任してから1年以上、この問題を私に報告しなかったと。このことを一番重く受け止めております。これは市長としての求心力が全くないと、市役所の職員から言われているのも一緒だと、私は理解をいたしました。分からなかった、知らなかった、言わなかった、いずれの事情があるにせよ、このことを隠していたのは事実ですから、こういったことについて、私としては強い気持ちの中で今回自分の給与を削減することを決めさせていただいたところがございます。

ちょっとの問題だと思いますけれども、ある意味では、これちょっとの問題ではないと思います。それと同時に、これから先もまだ同じような問題が出るだろうと私は予測をしています。そうなったらこうなるんだということを、やっぱり市役所の、私も含めて全職員が認識をしていかなければいけないだろうと思います。

ですから、2年前のことであるということで、私は関係ないということになるのかどうか、これについては、大変自分の中で自問自答いたしました。同じ過ちを二度繰り返さないために、全庁を挙げてその責任の一端を果たせたかどうかは市民の皆様方のご判断になると思っておりますが、大変難しい判断の中で、最終的には、言い方を間違えると危ないので気を付けますが、私を含めて関係のない職員まで負担を強いるということになったことは、市長として大変申し訳ないと思っておりますが、市民の皆様方に対しては、そういったことも含めて反省の意を表すと。そして、今後同じようなことが二度繰り返されないように、しっかりと注

意深く、私としても監視をしていきたいと思ひますし、もし過去の話で似たような話や過ちがあればしっかりと出してほしいと今でも思っておりますので、そういったことも含めてしっかりと責任を果たさせていただきたいという強い覚悟で決めさせていただいたということでございますので、ご理解をいただければと思ひます。

以上です。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。

この問題、大変に重要な問題で、全国的にもこういったケースがあるということで、市長が責任をとるということもなかなかない、全国的な、私もちょっと調べたんですけども、例がないという部分もあったんですけども、本市の今現在の市長は、自分の身を切つて解決に努めるということでお伺いいたしましたので、ぜひとも塩竈市をよくしていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

次の質疑ですけれども、資料No.5の17ページの東日本大震災の塩竈市の追悼式について、ちょっとお伺ひします。

今年、残念ながらコロナ禍によってモニュメント前の献花のみの開催になりましたけれども、430名が献花されたわけでございます。来年は、10年を迎えて、3月11日は東日本大震災から10年目を迎えるわけでございますけれども、コロナ対策を行つての式典となるわけでございます。特別な式典を何か考えられているのであれば、ちょっとお伺ひしたいと思ひます。

○志子田委員長 鈴木総務課長。

○鈴木市民総務部総務課長 来年予定をしております追悼式におきましては、今までどおりのまづ式典というふうに考えてございます。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 また、国の追悼式も多分2021年、来年でとりやめる方針となっているということも聞いております。今後やはり本市としても、追悼式を行うか行わないかはちょっとまだ分かりませんが、やはりまだ福島県では中心的に4万8,000人が避難所生活を続けている中で、また、先日も平沢復興大臣が塩竈市のモニュメントを視察に来られたということも聞いてはおります。震災の経験を後世に伝えるためにも、風化させないためにも、ぜひとも犠牲者に応えられる道として、やはり最低限、小さくてもいいですから、規模で、塩竈独自の追悼式になるか分かりませんが、そういったものがないかと思ひますけれども、その

辺のお考えをお伺いしたいと思います。

○志子田委員長 鈴木総務課長。

○鈴木市民総務部総務課長 確かに今菅原委員がおっしゃるとおりに、追悼式につきましては、国では来年、発災から10年を迎えまして、終了という方針を示しているところでございます。

今の県内、それから他の自治体の、被災自治体の来年度以降の追悼式の状況について、情報収集はしておりますが、やはり継続する方向、あるいは、廃止する方向という、いろいろな意見が分かれているところではございますが、本市におきましてはやはり委員おっしゃるとおり、震災の風化を防ぐという観点からも、方式とそれから規模、内容等については、検討させていただきますが、何らかの形で風化させないような取組をしていきたいというふうには考えてございます。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 ぜひとも風化させないために、この式典も、いいほうに考えていただければと思いますので、よろしくお伺いしたいと思います。

それでは、19ページの、塩竈地区広域行政連絡協議会におけるコロナ対策事業について、お伺いしたいと思います。

ここに書かれております(1)の圏域雇用奨励金ですが、この二市三町在住の高校生を採用した企業に対して、雇用奨励金として10万円を交付して高校生の就活支援を行うとありますが、この塩竈市では27人が想定とあります。この事業の趣旨は企業なのか、また高校生の就活のための事業なのか、その辺ちょっともう一度詳しく教えていただきたいと思います。

○志子田委員長 末永政策課長。

○末永市民総務部政策課長 お答えいたします。

この事業は、やはり今回コロナ禍によりまして、企業の雇い止めが全国的に問題になりました。就職される高校生が希望のところに就職できないですとか、そういった方々が出るのを防ぐために、二市三町として協力して、高校生の就職活動の支援のために実施しようとした事業でございます。

高校生に10万円をお渡しするというよりは、企業の皆様に交付することによって、そのお金を使って、ぜひ高校生の方々に対する、就職に対しての、就職した後の研修費とかそういったものをこの10万円の中に盛り込むというのが我々の事業スキームの中での考えになっております。

以上でございます。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。

本市の、塩竈市に本社を有する企業というのがここに書かれていると思うんですけども、何件ぐらい、何社ぐらいこの本社を有する企業として、その辺はちょっとまだ分からないですか。

○志子田委員長 末永政策課長。

○末永市民総務部政策課長 お答えいたします。

具体的な企業数は、申し訳ございません、把握はしておりません。

ただ、市内の法人として登録している数が、インターネットでちょっと調べましたら1,843件ございました。ただ、この中に、例えば、市役所とか社会福祉法人とかも入ってまして、純粋な一般企業として、法人数としては、内訳はちょっとすみません、把握はできない状況でございます。

以上でございます。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 本当にこの奨励金というのは、10万円交付していただけるというのは本当に、企業としては助かるんじゃないかと思います。

そのためにも、もっと早く企業側に、こういう奨励金10万円を交付するために、この高校生を、今度地元の塩竈へ来ていただくっていうチャンスもあったんじゃないかって、今現在も12月に入りましたので、多分もう就職が決まったケースもありますけれども、まだ迷っている人も中にはおると思うんですけども、そういう意味で早く事業の周知を、今回の事業の周知を、もう過ぎてしまいましたけれども、もうちょっと積極的に、やはりもっとそういった塩竈市に高校生、来年卒業する高校生が就職できるような体制にしていきたいと思いますので、これは意見でございますので、よろしくお願いします。

次に、35ページの、最後になりますけれども、35ページ、小中学校新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業について、ちょっとお願いします。

ここに書かれております、12月23日の委託期間が終了することによって3月23日までの延期契約となるわけでございますけれども、事業内容が10校同じ時間帯で作業されるわけです。作業人数は実際足りているのか、一斉にやるわけですから、10校、どのような作業内容なの

かも含めてちょっとお伺いしたいと思います。

○志子田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 作業内容でございますが、まず文部科学省の通知等がございますとおり、ドアノブ、手すり、スイッチなど、日常的に触る部分と、あと机や椅子などの清掃、消毒作業を行っていただいております。

こちら、短時間ではございますが、基本は4名体制としながらも、例えば、杉小とか人数が多いところは5名体制で行うなど、現状を把握した上で、十分対応できる人数を配置しているところでございます。

以上でございます。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 実は、先日も2校が休校になったわけでございますけれども、本当に一人一人の生徒の消毒というのは、本当に手洗いも含めて大事になってくるわけでございますけれども、そういった毎日のことの、そのようではございますので、ぜひとも消毒期間を延長されるということでございますので、もう本当に学校の衛生面で、しっかりコロナ対策をとっていただければと思います。

最後の、すみません、先ほど最後のと言いましたけれども、最後の36ページの桂島防災集団移転促進事業基盤整備工事について、ちょっと、一つだけ質疑させていただきます。

今回復興の予算によって、この桂島の海水浴場の、ちょうど今図面も書いてありますけれども、1.9ヘクタールということで先ほど説明ございました。そのかさ上げをすることによって、この敷地に、これだけの面積があるわけでございますし、夏にはやはり海水浴が、皆さんが、にぎわうところでございますので、何かこれ計画的に行っているのか、また、住民とも相談しながら、こういったものも作ってほしいとか、いろいろな部分で意見交換ができているのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○志子田委員長 鈴木復興推進課長。

○鈴木建設部復興推進課長 お答えいたします。

今回の整備は、将来の土地利用計画までの整備ではなく、第1段階として行う排水、この場所はくぼ地となっておりますので、雨が降ると水がたまるということで、自然勾配にて排水するための盛土工事を行うことになっております。第2段階として、その上の当該地の利活用については、町民の意見も聞きながら、今後庁内でも検討して、どのような利用が図れる

かというところを検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。

じゃあ、これから住民との意見交換を含めて、今後利用をしていくということでございますので、ぜひともその土地が使える部分というのも多分あると思いますので、意見も協議をしながらやっていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

私からの質疑は以上でございます。

○志子田委員長 ほかに発言ございますか。土見委員。

○土見委員 ご説明ありがとうございます。

私からも3点ほど質疑させていただきます。

資料はNo.5を使用いたします。

最初、まず資料No.5の16ページ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてからです。こちらの議案出てきたときに、これまで塩竈市として行ってきた新型コロナウイルス関係の対策事業というのを一通り見直させていただいたんですけれども、その中でちょっと考えていたのが、時系列に並べていくと、どうしても安全というか、様子を見るということ、慎重になりすぎるためか、どうしても感染防止策とか、感染した後の事業、消毒とか、そういう部分に対する事業というのが若干出てくるのが遅かったかというところを感じております。

今回整理をした上で、合計7,400万円程度まだ余裕というか残高が残っているという状況なんですけれども、これは不測の事態に備えると書いてあるんですけれども、ちょっと質疑としていいのか、正しいのかどうかわからないんですけれども、どのようなことを想定しているのか。不測なので想定し得ないんだとは思いますが、どのようなことが今後起こり得ると想定をしているのかと、あとは、これ利用の期限ってあると思うんですけれども、そうすると、それまでに不測の事態が起きなければ、どこかしらで使用して何かしら市民の皆さんに還元していく必要が出てくると思うんですが、どのようなことを考えていらっしゃるのか、この2点をお伺いしたいと思います。

○志子田委員長 末永政策課長。

○末永市民総務部政策課長 お答えいたします。

まず、今回新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を最初に計上したのは5月臨時会からでございます。当時は全くこのコロナ禍がどういったフェーズとして流れていくのかとか、全く予測がつかない状態でしたので、まずはその経済対策と、あと併せて直近の感染拡大防止のために、消毒液とかそういった直接的な物品を整備するというもので、我々としては続けていただきました。

再三、これまで定例会や臨時会でも市長等からお答えさせていただいておりますとおり、そのときそのときのフェーズが全く見えない中で、一気に、例えば、いただいた数億円のお金を投入していいのか、そうじゃなくて、例えば、そのときそのときでできることというのは、そのお金を使いながら順番にやっていきたいと思います、それで我々としてもじっくり、お金なるべくかけなくても効果的な事業をなんとかやっていきたいと思いますというので、今まで続けてきたところでございます。

ご質疑に対する回答に入るんですが、現在7,393万2,000円という臨時交付金が残っております。これは、現段階でやはりこれから冬が深まる中で、今まさに第3波が到達していると言われているような状況の中で、この塩竈市でどういうふうに感染が拡大していくことになるのか、そういったものを今見定めるために、この予算というのは取っておいていると言っても過言ではないかと思えます。

実際に拡大すれば、このお金については、直接感染拡大防止のための消毒液の金額になるかもしれませんが、いや他の自治体と比べて塩竈市はそれほど感染拡大していない、むしろ一般の企業の方々ですとか飲食業の方々ですとか、他の業界の方々に対する経済支援のほうがメインだというふうに判断すれば、そのお金としてこの7,300万円は使うということになりますので、現段階ではこの使途については、考えていないということになります。

それで、市民に対する還元でございますけれども、今まで各種事業をやってまいりまして、事業の構築としては、対市民だけとか対業者だけじゃなくて、なるべく2方、3方に効果があるような事業ということで構築して工夫してきたつもりでございます。そういったことから、この7,300万円についても、直接的な事業としても計上することはあるかと思えますが、なるべく市民の皆様、あと事業者の皆様、広く事業効果が発揮できるような事業を構築して、なるべく有効に使っていきたいと考えております。

以上でございます。

○志子田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

まだまだ読めないというか、この先第3波がどれぐらい影響を及ぼすか分からない状況なので、ぜひ変化というのを迅速に見定めていただいて、対策をお願いいたします。

次に、18ページです。ふるさと納税事業についてなんですけれども、ちょっと1点だけ、2点か、質疑をさせていただきます。

ここ数年、寄附金額が非常に好調というか、右肩上がりです上がっているということなんですけれども、ここ2年、3年のリピート率ってどれぐらいあるんですか。というのは、今後我らのふるさと納税が、いろいろなところでやっていく中で、まだ奪い合いの状況というのは続いていくと。確実に塩竈市にリピートして、毎年毎年納税していただける、寄附していただけるっていう環境をつくっていくのが大切なんだろうと思うんですけれども、今リピート率がどれぐらいなのか。

あとは、かもめ一るまでやっていますっていう話は総括のときもお伺いしたんですけれども、塩竈から毎年ふるさと納税、塩竈に寄附するということを、ひとつ寄附してくれる方の年間のイベントに取り込んでもらえるような何かしらの策というのは、この委託する事業者のほうでやっているのかとか、そのあたりをお伺いしたいと思います。

○志子田委員長 末永政策課長。

○末永市民総務部政策課長 お答えいたします。

まず、1つ目のご質疑、リピート率でございますが、すみません、事業者からのデータとしてはいただけていなくて、確認はしていません。ただ、非常に重要な人数だというふうに改めて今思いました。きちんと把握したいと思います。

もちろん、ふるさと納税としては、全国からの、今表現された奪い合いとみたいな形、これも事実だと思います。そういったことから、塩竈に対する寄附、塩竈のファンをなるべくつくるようにして、このリピート率というのを上げていくというのは非常に重要な部分だろうと考えているところでございます。

かもめ一るのお話として出していただきましたが、かもめ一る、暑中見舞い、いかがですかという文章とともに、下のほうに1万円セットとか3万円セット、こういうのができましたっていうのが実は書いているんです。

それで、実はわざとはがきにしているんです。封筒ではなくてはがきだと、きちんとそのまま裏面を見てももらえる工夫が、見てももらえるんじゃないかとちょっと工夫してはがきを使っ

ているんですけれども、そういった形で、見ていただいた方がリピートして、じゃあ今どこの日本酒が欲しいから3万円でやってみようかと、こういうふうになんかちょっとでも気づきを与えられればいいかと思っています。

あと、事業者がやっているイベント等というお話でございますが、体験型のふるさと納税とか、そういったものも今充実して増やしています。そういったものでもって純粋に、物をもろうんじゃなくて、塩竈を体験してもらって、塩竈のファンになってもらうという工夫を事業者から提案いただいて、実際に実施しているような状況でございます。

以上でございます。

○志子田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。ぜひ塩竈のファンをたくさん増やしていただけたらと思います。

最後に、35ページ、ウイルスバスター隊のところですけども、新型コロナウイルスの流行が始まってからまだ1年はたっていないですけども、10か月近くたつ中で、大分新型コロナの感染の動向であったりとか、有効な消毒方法とか、逆に効果がありそうと思って実は効果があまりないものとか、そういうことも知見が大分たまってきた状況だと思います。

その中で、日々感染防止対策というのは、やり方も、もしくは使うような薬剤とかも更新されていくような状況だと思うんですけども、そのあたり今活動状況としては、ちゃんと今知見に沿った内容になっているのかどうか。もし、こういうことをどんどん更新して改めていきますとかいうのがあれば、ひとつお教え願えればと思います。

○志子田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 様々国のほうから通達が来ているところでございますが、基本的に先ほど、今回ウイルスバスター隊でやるような共用部分の消毒ですとか、あと消毒に使う薬剤などについては、これまでの方針から大きくは変わっていないところでございますが、例えば、始まって来てから具体によく示されてきた換気の仕方ですとか、あと具体的に示されたものではないものではありますが、本市独自に今回ウイルスバスター隊など、そういったことで感染対策などを強化しながら、今回ちょっと延長を出させていただきましたが、やはり近隣の状況などを踏まえて対応しているところでございます。よろしくお願ひします。

○志子田委員長 いいですか。

ほかにご発言ございますか。曾我委員。

○曾我委員 私から、大きく2点をお聞きしたいと思っていました。

1つは、議案第71号に関して伺いたいと思います。

ここは、総務教育常任委員会ですから、あまり建設、産業建設のほうに深く入っていくとちよつとずれていくので、ただ総括質疑、うちのほうの伊勢議員もやりましたけれども、実は庁内外から様々な意見が聞こえてきます。先ほど市長が言われたとおり、こんなことがあつてびっくりしていたんだと思いますが、市長も。この賦課漏れという問題で。

実は、私たち議会も今まで、協議会というのがございます。そのときに様々な事案、例えば、北浜の公園がこうだとか、それから事業がうまくいかなかったとか、訴訟を起こされたとか、そしたら、随時細かく経過を説明されてまいりました。だけれども、こういうことはもう既に市長が、副市長が命令しているにもかかわらず、その結果がどうであったかということも、一切過去の資料を見ても、一言も出てこないんです。だから、普通は業務命令とか何かそうした場合に、それが途中であつても報告されているはずなのではないかと。それがどのように、また、さらに検証されてきたのかということがあつていいはずだと思うんだけど。

それで、今ここに来て、行政側からの方法として最大限市長の減給や教育長やら管理職みんな負担をとったわけだけれども、あと人事異動もやつたと。それで終わりかつていうふうに私は思っているわけです。つまり、これがもう二度と起こさないというのであれば、やっぱりそのときに何がどう起こつたのかつていうことを検証すべきだと思つているんです。私は非常に、ある下水道事業とか水道事業とかあります。そして、全体的に行財政改革で、人を減らしていこうという大きな流れがございました。これぐらいならばということで、下水道を見ましても、20名いた数がもう14名まで落ちていくんです。復興事業ももちろんありますし、ほかからの応援もあつたと思うんですが、そういう中で、基本というか、要するに料金を取る、賦課をするところが、本来は下水道事業だから、最も基本的なところだと思うんです。それが、水道部からすればちゃんと上げている、業者も上げているということが、チェックができないという体制、そういうこともだし、業務命令から書かれて、部長、課長、それから、下から上がっていくという、そういうやりとりがどうだったのかと。その辺で問題がなかつたのかつていうことを検証することが、今後二度とそういうことを起こさないということになるのではないかと。

それで、今ネットで見て、業者の関係の手續とかつて言っているんだけど、何にもネット見たつてそのことは載っていないつていうから、担当課に聞きに行きました。そうしたら、

今一所懸命多賀城の例を見ながら勉強して、システムを構築して、4月1日からそういうこともやっていくっていうことは言っているようなんだけど、何か中だけで、処分と減給だけで、もう2年半の、起きてきたこと、それをもう少し市長のもとで、いじめではないけれども、どうやったんだと、ここはまずいとか、ここはこんなに減らせば駄目だとか、そういうことも含めて検証して、やっぱり塩竈市が、やっぱり市民のためになる職員づくりというか、そういったことをやってほしいと。前段で菅原議員に答えたことは分かるけれども、もうちょっと私は検証が必要だということを申し上げたいんですが、市長の考えを聞いておきます。

○志子田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今曾我委員からご指摘いただいております。

給料を減額してこれで終わりだとは、私は思っておりません。やっぱり重要なのは、2年前に分かったわけです。僕はこの話を最初に聞いたときに、すごく大変な問題が出てしまったと、これだけの問題の認識がありました。それを1年以上ほったらかしていたわけですから、これはもう誰も否定できないと思います。聞けば分かる大きな問題ですし、本来はただけの数千万円のお金があります。本来であれば、受益者負担の原則から言えば、使った人が使った分だけお支払いいただく料金を取らなかった、やはりこのことは今曾我委員がおっしゃったような根本的な問題だと思います。

そこには、当然のごとく内部調査というものはさせていただきました。そういった中で、様々な問題点というのも新たに分らせていただきました。これは労働組合の皆様方とも、雑談形式にいろいろお話は今させていただいていますが、やはり定員管理の問題もあるだろうと。あとは組織内の意思疎通のなさ、ハウレンソウのなさ、これは、私も外から入ってきた人間ですけども、一番塩竈市役所のまずいところだろうというふうに思っています。

ですから、私が正義感を持って言っているわけではなくて、やはりこういった点をしっかりと見つめ直して、その上でこれから先、二度と同じようなことを起こさないという強い覚悟が必要だろうと私自身思っているので、こういった形で、議員の皆様方に強い言葉で決意を申し上げさせていただいているということです。

これを言っている以上は、市長自身が自分に対して相当厳しくしないと部下に対して示しがつきませんので、そういった覚悟も含めて、やはりここから先、人間ですから間違いは、僕は起こすと思います。ただ、同じ間違いを二度繰り返さない、そのことを徹底して市役所の

中で、皆様方の厳しい指摘を受けながら対応させていただきたいと思えます。

ただ、これまでの組織の在り方とか、定員管理の問題は、今後も引き続き議員の方々のご指摘をいただきながら、有り余る人ではありませんので、どんどんどんどん人を減らしてきて、過重労働になっている部分も多々ございます。そういったところをしっかりとなだらかにしながら、これまで以上に市民の方々に対してしっかりと責任を果たしていくと、こういったことに邁進をさせていただきたいと思っておりますので、その強い決意の一端が、今回700万円と、この金額が多いか少ないか、多いということは当然ないと思っておりますし、これで責任を果たしたとは思っておりませんので、これから先、今ご指摘いただいたような点について、しっかりと組織の中で検証し、そして改めることをしっかりとやらせていただきたいと思いますので、ご理解を賜ればと思えます。

○志子田委員長 曾我委員。

○曾我委員 よろしくお願ひいたします。

続きまして、議案第74号の一般会計補正予算、資料No.5の33ページの学校給食調理業務の一部委託の拡大についてです。

説明は大體理解するわけですが、この二小でやっている給食を856食、175日分を委託していくということですが、これについて、直接また労働組合とか会計年度任用職員だとかそういう人たちに関わってくるところなんですが、前段でそういう意向なんかについては話されているのか、あるいは、意向からの向こうからの意見などは聞いているのか、ちょっとお伺ひしたいんですが。

○志子田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 前段、労働組合もしくは職員の意向などを聞いているのかということですが、こちらについては、委託そのものについては、議会に諮っていただくということで、このことについて直接お話しているということはありませんが、こちらの2番の対象校の配置職員のところで、正職員2名、会計年度任用職員8名ということで、会計年度任用職員はどうしても食数の関係で多い状況になっております。こういったことから、調理人のほうから、なかなか会計年度任用職員の入れ替えなどもあって苦勞する部分もあるということもお話を伺っておりましたので、そういった意味で、安定的な給食を提供していく上では二小が妥当であるということで、今回委託させていただくこととさせていただきます。

○志子田委員長 曾我委員。

○曾我委員 議会のほうが最初だと。

結局、不安定雇用だし、こういうことが続けばだんだん、今別な話をするけれども、保育士も看護師もそうですけれども、不安定雇用の中で、やっぱり辞めていくっていう悪循環をつくり出しているんじゃないかというふうに私は思うわけです。もう少し幅広く考えると、地域経済や雇用、あるいは法人、市民税なんかも考えれば、不安定雇用をどんどんどんどん増やすということよりも、安定した雇用を増やすことに切り替えることがもう大前提ではないかと考えているわけです。

ただ、今現段階でこの一部委託ということが一つの塩竈市の流れにはなっているんだけど、この委託、全部委託ではないから、一部委託ですから、そういう点で前からも一中とか二中とか委託してきた中で、栄養管理、それからアレルギー食やら様々なことは、これまでと同様の対応はされると思いますけれども、こういうやり方を今後も続けていくのかというふうに、悩みながら今の議案は聞いているわけです。

それで、今実際に、じゃあその委託をしないでやっているところは何校あるのかしら。改めて、委託をしないで、一部委託をしないで直接やっている学校というのは何校あるんですか。

○志子田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 今、小学校、浦戸小学校も1校だと考えますと、6校でございます。玉川小学校が今二小と親子方式でやっておりますので、一小、二小、三、月見小、浦戸小、杉小の6校でございます。

○志子田委員長 曾我委員。

○曾我委員 分かりました。

今6校はそのまま続けているということですが、どういうふうに考えたらいいのかな。昔は学校で調理してきて、今おかげさまで、いっぱいではないけれども、年金もらって暮らしている人が結構いるのね。これがもうどんどんなくなるのかということで、心配するんですが、間もなくこういったことが安定的な雇用につながるよというふうに願いながら、苦しいけれども賛成していくしかないと私たちは思っているんですが、引き続きやっぱり安全な学校給食、それからちゃんと民間事業者に、学校教育法に基づいた取組を言うわけですから、その辺での指揮命令の関係もごちゃごちゃにならないような、適正なやり方をとっていただくことをお願いするんですが、その辺はちゃんとできるんですよね。よろしくお願いします。

○志子田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 指揮命令系統の部分ございましたので、こちらについては、給食調理業務については、委託事業者が直接行うことになっており、献立作成等については、栄養士と分けまして、直接指揮命令をとらず、調理員とあと委託業者の間で献立の内訳をさせていただいた上で、調理作業には直接指揮命令を行わないような体制、これまでどおりでございますが、文部科学省のマニュアルに従って行ってまいりたいと思いますので、ご理解いただければと思います。（「よろしくおねがいます、以上です」の声あり）

○志子田委員長 よろしいですか。

ほかにご発言ありますか。鎌田委員。

○鎌田委員 私からは、資料No.5で、33ページ、学校給食調理業務の一部委託の拡大について。

今回の委託は分かりました。それで、ちょっと振り返ってみると、7年ぐらい前にもうセンター方式で行こうということで打ち出されたと思うんです。その後どういうふうになっているのか。そんなの大分前だし関係ないと言うのか、どういう状況に今はなっているのか、考え方として、方向性として、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

○志子田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 給食センターの関係でございます。

より安全、安心な給食の提供に向けては、給食センターの方式が望ましいという在り方審議会の方針がございますが、ただこれ費用が必要となりますことから、震災の復旧・復興を優先するとしてきた経過がございました。今現在新型コロナウイルスの影響等、改めて踏まえて、改めて事業費を、整備時期等含めて検討しているところでございます。

以上でございます。

○志子田委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 分かりました。

次に、34ページ。中学校防災機能強化等環境改善事業についてですけれども、もう大分トイレ改修も進んできたと思うんですが、残っているのはどこの学校ですか。

○志子田委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 お答えいたします。

トイレ改修でございますが、体育館のトイレ改修につきましては、今回で、杉小から始まって一中まで終わりましたので、あと4校ほど残っておるところでございます。

体育館トイレの避難所機能の強化としてのトイレ改修については、4校残っているというような状況でございます。

以上でございます。

○志子田委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 分かりました。

もう、今和式のところはやっぱりみんな敬遠されますよね。急いでやらないといけないんじゃないかと思えます。

あとは、最後に、36ページになります。桂島防災集団移転促進事業基盤整備工事についてですけれども、これはこれで分かるんですが、この西側にまたこの土地があつて、湿地帯になっていますよね、若干。これの将来的な方向性というのは何か出ているのかどうか。そこをちょっとお伺いしたいと思います。

○志子田委員長 鈴木復興推進課長。

○鈴木建設部復興推進課長 お答えいたします。

今回は東側の整理ということで、今回させてもらい、先ほどお話をさせていただきました第2段階として、将来の土地利用計画を今後庁内検討していきたいと思っております。

さらに、西側につきましては、その土地利用で計画された部分で、同行ですとか利用とか、そういったものを踏まえながら、西側についてもさらに将来的に検討していくような形になるかと思えます。

以上でございます。

○志子田委員長 ほかにご発言ございますか。（「なし」の声あり）

暫時休憩いたします。

午前11時43分 休憩

午前11時43分 再開

○志子田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）

なければ、質疑はこれにて終了いたします。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第71号、第74号、第80号については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○志子田委員長 挙手全員であります。よって、議案第71号、第74号、第80号については、原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会を閉会いたします。

午前11時44分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

総務教育常任委員長 志子田 吉晃